

# ○東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則実施要綱

( 平成9年3月28日  
要綱第1号 )

改正 平成14年 3月28日 要綱第1号

平成26年 3月31日 要綱第1号

(目的)

**第1条** この要綱は、東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則（以下「負担金条例施行規則」という。）第5条の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）の負担金の納付方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(普通負担金の納付方法)

**第2条** 負担金条例施行規則第2条第1項に規定する給料月額について、休職、停職、休業、減給その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合における負担金算定の基礎とすべき給料月額は、実際に支給される給料月額とする。ただし、派遣等により構成団体の給料表と異なった給料表等の適用をうける職員の給料月額は、派遣先団体から現に支給される報酬額とする。

2 負担金条例施行規則第2条第2項に規定する年度中途の特別職負担金額の変更については、構成団体の報告により行うものとする。

3 負担金条例施行規則第2条第3項に規定する「給料の当該年度決算額に基づき調整した額」とは、次の各号により計算した額とする。

(1) 当該年度決算額に、派遣等による職員の給料が含まれておらず、かつ当該職員の負担金を当該構成団体で負担する場合は、第1項ただし書きの規定に基づく給料の額を当該年度決算額に加えた額。

(2) 当該年度決算額に、派遣等による職員の給料が含まれており、かつ当該職員の負担金を当該構成団体で負担しない場合は、当該年度決算額からその給料の額を減じた額。

(3) 当該年度決算額に、東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第11条各号に掲げる期間の給料の額を加えた額。

## 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月28日要綱第1号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日要綱第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。